証券コード　6029
2019年３月８日

株　主　各　位

大阪市西区立売堀四丁目６番９号
アトラ株式会社
代表取締役社長CEO久世　博之

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年３月25日（月曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2019年３月26日（火曜日）　午前10時(受付開始　午前９時)
２．場　　所　大阪市西区立売堀四丁目５番７号ダイサンビル　当社大阪事務所
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第14期（2018年１月１日から2018年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（2018年１月１日から2018年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源削減のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.artra-group.co.jp/）に掲載いたします。

＜添付書類＞

事　業　報　告

（2018年１月１日から
2018年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループが属する鍼灸接骨院業界におきましては、鍼灸接骨院の数が増加する中で、柔道整復の療養費は減少傾向にあり、１院当たりの療養費売上高が減少しております。このような環境の下、自費施術の拡大が業界の課題となっております。また、柔道整復師、はり師・きゅう師の国家試験合格者が減少傾向にあり、さらに、国家資格者の活躍の場が鍼灸接骨院の他、介護デイサービスなど多様化し、人材の獲得競争が激化しております。

当連結会計年度において、当社グループは、自費施術に使用する機材の販売、アトラ請求サービスの会員の獲得、HONEY-STYLEの利用院の獲得、ほねつぎチェーンの加盟院の獲得などに注力しました。アトラ請求サービスの会員は純増となったものの、ほねつぎアカデミーにおいてセミナーの集客が想定を下回りました。これにより、機材販売が想定を下回り、鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEの利用院が純減となりました。ほねつぎチェーンにおきましても、国家資格者の採用において、介護など他業界との人材獲得競争が激化したことなどにより、加盟院が純減となりました。さらに、2016年12月期及び2017年12月期に新商品として販売を開始した一部商品について、販売数が当初の想定を大きく下回り、在庫が長期に亘り滞留したことから、商品評価損112,536千円を売上原価に計上しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高が3,479,200千円、営業利益が164,280千円、経常利益が163,697千円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益が655,900千円あったものの269,930千円となりました。

当社グループは鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載はしておりませんが、支援内容別の概要は以下のとおりであります。

・機材、消耗品販売

柔道整復の療養費が減少傾向にある中、自費施術の拡大が業界の課題となっており、自費施術に使用する機材に注目が集まっております。ほねつぎアカデミーのセミナー参加者などに対し自費施術に使用する機材の販売に注力しましたが、セミナーの集客が想定を下回った影響等から、機材販売は想定を下回りました。

鍼灸接骨院専門ECサイトであるアトラストアでは、自費施術に使用する機材に必要な消耗品等の拡販に注力しました。

以上の結果、売上高は1,952,902千円となりました。

・アトラ請求サービス

新規開業院への積極的な営業活動等により、当連結会計年度末における会員は前事業年度末から311会員増加し、2,907会員となりました。また、療養費早期現金化サービス利用会員への貸付残高は前事業年度末から192,428千円増加し785,477千円となりました。

以上の結果、売上高は424,262千円となりました。

・HONEY-STYLE

鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEは、自費施術の拡大等に対応、活用するべく、引き続き利用院の獲得に注力しましたが、当連結会計年度末における利用院は前事業年度末から11院減少し、608院となりました。なお、鍼灸接骨院の患者である会員は前事業年度末から50,512名増加し、368,064名となっております。

以上の結果、売上高は463,454千円となりました。

・ほねつぎチェーン

加盟院開発に注力しましたが、国家資格者の人材獲得競争の激化等により、当連結会計年度末におけるほねつぎチェーンの加盟院は、前事業年度末から８院減少し、90院となりました。なお、異業種からの新規事業としての参入に加え、既存の鍼灸接骨院からの加盟開発に取り組んだ結果、第３四半期連結会計期間末の80院からは10院増加となっております。

以上の結果、売上高は503,651千円となりました。

・介護支援、その他

ほねつぎ介護デイサービスの既存加盟店のロイヤリティ収入の拡大と直営の開業及び売上高の拡大等に努めました。

以上の結果、売上高は134,930千円となりました。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末との比較については記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は189,156千円であります。その主なものは、A-COMS開発、遠隔会議システムであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関からの長期借入れにより300,000千円の調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

2018年６月１日に、当社のほねつぎ介護デイサービス等の直営事業を吸収分割によりアトラケア株式会社に承継しました。

(5) 対処すべき課題

いかなる経営環境にあっても確実に利益を創造し、恒常的に成長できる企業体質の確立のためには、人材の確保及び育成、リスク管理及びコンプライアンスの徹底、療養費の不正請求防止に取り組む必要があると考えております。さらに、自費施術の拡大、新サービス及び新商品の開発、ほねつぎチェーンの加盟院数及びほねつぎ介護デイサービスの加盟店数の拡大に注力し、企業理念である「世界中の人を健康にしたい。」の実現に全社一丸となって取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第11期 2015年12月期	第12期 2016年12月期	第13期 2017年12月期	第14期 (当連結会計年度) 2018年12月期
売上高（千円）	2,564,070	3,251,564	3,759,158	3,479,200
経常利益（千円）	453,313	301,387	455,475	163,697
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	268,734	148,703	301,430	269,930
1株当たり当期純利益（円）	34.45	18.41	34.59	30.88
総資産額（千円）	2,398,339	2,796,000	3,540,061	4,491,805
純資産額（千円）	815,248	1,478,464	1,755,202	2,000,169
1株当たり純資産額（円）	104.49	169.81	200.95	228.22

(注) 1．当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第13期以前については、当社単体の数値を記載しております。
2．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
3．当社は2015年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そこで、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は当該株式分割が第11期の期首に行われたものと仮定して算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
アトラファイナンス株式会社	3,000万円	100%	療養費早期現金化サービス
アトラケア株式会社	2,500万円	100%	ほねつぎ介護デイサービス等の直営事業
アトラプランニング株式会社	500万円	100%	建設業、宅地建物取引業

(注) 1．アトラファイナンス株式会社は2018年1月24日に設立しております。
2．アトラケア株式会社は2018年3月12日に設立しております。
3．アトラプランニング株式会社は2018年10月29日に設立しております。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、鍼灸接骨院支援事業を展開しております。接骨院における療養費が減少傾向となる中、自費施術の拡大を支援しています。具体的には、自費施術に係るセミナーの開催、自費施術に使用する機材の販売をとおし、鍼灸接骨院の経営をサポートしています。また、アトラ請求サービスにおいては、当社が開発した療養費請求に使用するシステムA-COMSを提供し、療養費の請求を代行しております。鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEにおいては、自費施術の拡大に伴い必要となる予約管理をサポートしています。ほねつぎチェーンにおいては、自費施術のノウハウをパッケージ化して提供しています。

これらの事業をとおし、企業理念である「世界中の人を健康にしたい。」の実現に注力しています。

(9) 主要な事業所

本　　店	大阪市西区立売堀四丁目６番９号
大阪事務所	大阪市西区立売堀四丁目５番７号

(10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
103名	―名	36.2歳	４年０ヶ月

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員45名）は含まれておりません。
第14期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	545,013千円
株式会社みずほ銀行	200,000千円

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　22,800,000株

(2) 発行済株式の総数　8,759,000株（自己株式266株を含む）

(3) 株　主　数　6,208名

(4) 大　株　主　（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
一般社団法人みどり会	3,808,000株	43.47%
片田　徹	250,000株	2.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	242,400株	2.76%
塩中一成	220,000株	2.51%
久世博之	181,000株	2.06%
柚木孝夫	150,000株	1.71%
カブドットコム証券株式会社	146,800株	1.67%
むさし証券株式会社	115,800株	1.32%
上遠野俊一	93,600株	1.06%
田中克典	90,000株	1.02%

3．会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2014年８月12日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　払込を要しない

② 新株予約権の行使価額　１個につき　8,400円

③ 新株予約権の行使条件

ア. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。

イ. 新株予約権発行時において当社の取締役・監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任または定年退職した場合及び特に取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ウ. その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第１回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間　2016年８月19日から2024年８月12日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	200個	普通株式　60,000株	１名

（注）当社は、2015年９月１日付で１株を３株とする株式分割を行っております。

2015年６月11日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　１個につき　320円

② 新株予約権の行使価額　１個につき　211,500円

③ 新株予約権の行使条件

ア. 新株予約権者は、2015年12月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が260百万円以上となった場合にのみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

イ. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ウ. その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間　2016年４月１日から2019年３月31日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	580個	普通株式　174,000株	５名

（注）当社は、2015年９月１日付で１株を３株とする株式分割を行っております。

2017年２月23日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　１個につき　500円

② 新株予約権の行使価額　１個につき　72,400円

③ 新株予約権の行使条件

ア. 新株予約権者は、2019年12月期または2020年12月期のいずれかの事業年度において、経常利益が750百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
上記にかかわらず2017年12月期において、経常利益が358百万円を下回った場合、本新株予約権を行使することができない。
なお、上記における経常利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

イ. 新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社の取締役、監査役または従業員(以下、「従業員等」という。)であることを要し、割当を受けた後いったんでも従業員等でなくなった場合には本新株予約権を行使することができない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。なお、新株予約権を行使することができなくなった者が保有する新株予約権は、従業員等の地位を喪失した時をもって消滅し、以後の再就職その他如何なる理由によっても行使できない。

ウ. その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間　2020年４月１日から2024年３月21日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	1,230個	普通株式　123,000株	６名

4．会社の役員に関する事項

（1）取締役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久世　博之	CEO アトラファイナンス株式会社 取締役 アトラケア株式会社 取締役
取締役	田中　克典	COO　兼　営業部担当 アトラファイナンス株式会社 代表取締役 アトラケア株式会社 代表取締役
取締役	田中　雅樹	CFO　兼　管理部担当 アトラファイナンス株式会社 取締役
取締役	片田　徹	経営戦略室長　兼　療養費請求代行部担当
取締役	柚木　孝夫	ほねつぎチェーン事業部担当 アトラケア株式会社 取締役
取締役	福田　欣也	鍼灸接骨院支援部長 アトラプランニング株式会社 代表取締役
取締役	内藤　克友	ITソリューション事業部長 兼　情報システム部担当
取締役（監査等委員）	髙田　明夫	髙田明夫法律事務所　所長 NCホールディングス株式会社　社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	岩田　潤	岩田公認会計士事務所　所長 ＢＴＪ税理士法人　代表社員 株式会社ディキャピタル　代表取締役 株式会社ドーン　取締役 マルシェ株式会社　社外監査役
取締役（監査等委員）	奥村　佳文	ＢＴＪ税理士法人　パートナー

（注）1．髙田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏は社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社は髙田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．当社は、監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

3．取締役（監査等委員）の髙田明夫氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

4．取締役（監査等委員）の岩田潤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5．取締役（監査等委員）の奥村佳文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役の異動

① 就任

2018年３月23日開催の当社第13回定時株主総会において、内藤克友氏が取締役に選任され、就任いたしました。

② 退任

2018年１月11日をもって、取締役（療養費請求代行部長）塩中一成氏は、辞任により退任いたしました。

2018年３月23日開催の当社第13回定時株主総会終結の時をもって、田代克行氏が取締役を任期満了により退任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏　　名	新	旧	異動年月日
柚木　孝夫	取締役 ほねつぎチェーン事業部担当	取締役　ほねつぎ開発部担当 兼　ほねつぎ支援部担当	2018年１月１日
片田　　徹	取締役　経営戦略室長 兼 情報システム部担当 兼 ITソリューション事業部担当 兼 療養費請求代行部長	取締役　経営戦略室長 兼 情報システム部担当 兼 ITソリューション事業部担当	2018年１月11日
田中　雅樹	取締役　管理部担当	取締役　経理財務部長 兼　総務人事部担当	2018年２月１日
久世　博之	代表取締役社長CEO	代表取締役社長	2018年３月23日
田中　克典	取締役COO　兼　営業部担当	取締役　営業部担当	2018年３月23日
田中　雅樹	取締役CFO　兼　管理部担当	取締役　管理部担当	2018年３月23日
片田　　徹	取締役　経営戦略室長 兼　療養費請求代行部長	取締役　経営戦略室長 兼 情報システム部担当 兼 ITソリューション事業部担当 兼 療養費請求代行部長	2018年３月23日
片田　　徹	取締役　経営戦略室長 兼　療養費請求代行部担当	取締役　経営戦略室長 兼　療養費請求代行部長	2018年４月１日
福田　欣也	取締役　鍼灸接骨院支援部長	取締役　鍼灸接骨院支援部担当	2018年６月10日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(4) 取締役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	支　給　額
取 締 役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名（1名）	144,300千円(　600千円)
取 締 役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名（3名）	14,400千円(14,400千円)
合　　計	11名	158,700千円

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取 締 役 (監査等委員)	髙田　明夫	髙田明夫法律事務所　所長 NCホールディングス株式会社　社外取締役（監査等委員）	重要な取引その他の関係はありません。
	岩田　　潤	岩田公認会計士事務所　所長 ＢＴＪ税理士法人　代表社員 株式会社ディキャピタル　代表取締役 株式会社ドーン　取締役 マルシェ株式会社　社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
	奥村　佳文	ＢＴＪ税理士法人　パートナー	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	髙田　明夫	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査等委員会に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
	岩田　　潤	当事業年度に開催された全ての取締役会、監査等委員会には、20回中19回出席し、主に公認会計士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	奥村　佳文	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査等委員会に出席し、主に税理士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	23,000千円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

（注）1．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、2014年７月15日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2018年３月23日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

１．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)　内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

(2)　当社は、企業理念を着実に遂行することを目的とし、遵守、留意すべき事項として企業行動憲章を制定する。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定する。

(3)　法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、社内に設置する相談窓口に報告を行う。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。

(4)　内部統制推進室は、業務執行部門から独立するものとし、当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行う。

(5)　監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査する。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これを閲覧できる体制を構築する。

３．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1)　企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。

(2)　有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

４．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)　取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。

(2)　取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれの執行手続の詳細について定める。

５．当社における業務の適正を確保するための体制

(1)　「企業理念」、「経営理念」を社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。

(2)　監査等委員会及び内部統制推進室は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の職務執行状況の監査等を行う。

６．財務報告の適正性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

7．監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

（1）　取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する従業員（監査等委員会補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに、予算を策定する。

（2）　取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査等委員会の同意を得るものとする。

（3）　監査等委員会補助者が行う補助業務についての指揮命令は、監査等委員会が直接行い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けない。

8．取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

（1）　取締役（監査等委員である取締役を除く）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

（2）　監査等委員会が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告する。この重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。

（3）　監査等委員会への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

（4）　監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不当な取り扱いを受けないように適切な措置を講じる。

9．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）　監査等委員会は、監査等委員会監査等に関する基準及び基本事項を規定し、監査等委員会監査等の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査等委員会規程並びに監査等委員会監査等基準を定める。監査等委員会は、同規程及び同基準に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。監査等委員会は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、代表取締役、内部統制推進室、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。監査等委員会が監査等の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

（2）　監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは債務の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務執行に必要でない場合を除き、速やかにこれに応じる。

10．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章に基づき、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会規程に基づき、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。また、毎月１回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては19回の取締役会を開催いたしました。取締役会では、月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、闊達な意見交換のもと、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。

② 監査等委員会規程に基づき、毎月１回の定例監査等委員会及び必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、当事業年度においては20回の監査等委員会を開催いたしました。監査等委員会では監査等委員会監査等基準に基づいた監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有するとともに、内部統制推進室、会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、取締役会や重要会議に出席や代表取締役との面談を定期的に行っております。

③ 内部統制推進室による定期的な内部監査を実施し、その結果は代表取締役に直接報告しております。内部統制推進室と監査等委員会及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について意見交換を行っております。

④ コンプライアンス規程に基づき、毎月１回リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。また、内部通報制度運用規程を制定し、内部通報制度を導入しており、コンプライアンスに抵触する恐れのある事態の発生を未然に防止するとともに、早期解決に取り組んでおります。

（注） １．本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。
２．本事業報告中に記載の金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

（2018年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**3,110,425**	**流動負債**	**2,106,525**
現金及び預金	1,489,502	買掛金	116,733
売掛金	338,566	短期借入金	650,000
営業貸付金	785,477	1年内返済予定の長期借入金	155,004
商品	373,733	未払法人税等	300,674
仕掛品	1,851	賞与引当金	21,960
繰延税金資産	35,697	ポイント引当金	31,368
その他	87,100	資産除去債務	2,329
貸倒引当金	△1,504	収納代行預り金	602,756
固定資産	**1,381,379**	その他	225,698
有形固定資産	**267,961**	**固定負債**	**385,109**
建物（純額）	180,330	長期借入金	294,990
工具、器具及び備品（純額）	59,852	退職給付に係る負債	21,921
土地	27,152	資産除去債務	58,688
その他（純額）	627	繰延税金負債	9,510
無形固定資産	**233,228**	**負債合計**	**2,491,635**
ソフトウエア	131,476	**純資産の部**	
その他	101,751	**株主資本**	**1,995,129**
投資その他の資産	**880,189**	**資本金**	**558,376**
投資有価証券	784,732	**資本剰余金**	**584,692**
長期貸付金	26,474	**利益剰余金**	**852,220**
繰延税金資産	11,820	**自己株式**	**△159**
その他	111,948	**その他の包括利益累計額**	**3,816**
貸倒引当金	△54,786	その他有価証券評価差額金	3,816
		新株予約権	**1,224**
		純資産合計	**2,000,169**
資産合計	**4,491,805**	**負債・純資産合計**	**4,491,805**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年1月1日から
2018年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,479,200**
売上原価		**2,279,498**
売上総利益		**1,199,702**
販売費及び一般管理費		**1,035,421**
営業利益		**164,280**
営業外収益		
受取利息	109	
受取手数料	9,530	
解約料収入	10,188	
その他	2,098	21,926
営業外費用		
支払利息	4,810	
減価償却費	10,921	
投資事業組合運用損	5,712	
その他	1,066	22,509
経常利益		**163,697**
特別利益		
固定資産売却益	3,060	
投資有価証券売却益	655,900	658,960
特別損失		
減損損失	82,148	
固定資産除却損	305	
投資有価証券評価損	115,254	
訴訟費用	21,050	218,758
税金等調整前当期純利益		**603,899**
法人税、住民税及び事業税	351,541	
法人税等調整額	△17,572	333,968
当期純利益		269,930
親会社株主に帰属する当期純利益		269,930

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年１月１日から
2018年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	556,426	582,742	612,838	△159	1,751,848
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,949	1,949			3,899
剰余金の配当			△30,549		△30,549
親会社株主に帰属する当期純利益			269,930		269,930
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,949	1,949	239,381	－	243,280
当期末残高	558,376	584,692	852,220	△159	1,995,129

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,125	2,125	1,228	1,755,202
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				3,899
剰余金の配当				△30,549
親会社株主に帰属する当期純利益				269,930
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,691	1,691	△4	1,686
当期変動額合計	1,691	1,691	△4	244,967
当期末残高	3,816	3,816	1,224	2,000,169

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1） 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数…… 3社

② 連結子会社の名称……アトラファイナンス株式会社
アトラケア株式会社
アトラプランニング株式会社

当連結会計年度において、アトラファイナンス株式会社、アトラケア株式会社及びアトラプランニング株式会社を新たに設立し、連結の範囲に含めております。

（2） 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（3） 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

（4） 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの…… 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ 商品の評価基準及び評価方法

商　　品…… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品…… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産…… 定率法
（リース資産を除く） ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～17年
工具、器具及び備品	２～10年

ロ 無形固定資産…… 定額法
（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能見込期間（５年）による定額法によっております。

ハ リース資産…… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金…… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金…… 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ ポイント引当金…… 将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ 退職給付に係る会計処理の方法…従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。
なお、退職給付に係る負債の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。

ロ 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．連結貸借対照表に関する注記

（1） 有形固定資産の減価償却累計額　　302,441千円

（2） 偶発債務

当社は以下のとおり、2018年10月４日に訴訟を提起され、2018年10月30日にその訴状が送達され、係争中であります。

① 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」（以下「本チェーン」という。）として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、以下の10社より、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

② 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地	名称	所在地
株式会社リバーウェイ	東京都練馬区	株式会社ヒビゼン	愛知県一宮市
有限会社アイマップ	静岡県静岡市駿河区	株式会社大分ビルダー	大分県杵築市
アトラス株式会社	神奈川県川崎市宮前区	ケアメディオ株式会社	島根県雲南市
株式会社インバンクメント	東京都品川区	株式会社ｂａＲｂａ	大阪府茨木市
株式会社黒井商事	山口県宇部市	株式会社Ｌｉｇｈｔ　Ｗａｙ	沖縄県うるま市

③ 訴訟の内容

上記10社は、訴訟において、当社に対して合計870,697千円及びこれに対する2018年10月31日から各支払い済みまで年６分の割合による金員の支払いを求めています。

④ 当社の意見

当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして各々の法人の経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1） 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　　8,759,000株

(2) 配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年3月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	30,549	3.5	2017年12月31日	2018年3月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものに関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年3月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	30,655	3.5	2018年12月31日	2019年3月27日

(3) 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末において当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　318,900株

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金をまかなっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。
収納代行預り金は、アトラ請求サービスにおける療養費請求代行の預り金であります。
短期借入金及び長期借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
営業債権である売掛金及び営業貸付金は、当社グループの与信管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。

ロ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注) 2を参照下さい。)。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
① 現金及び預金	1,489,502	1,489,502	－
② 売掛金	338,566		
貸倒引当金(※1)	△855		
	337,711	337,711	－
③ 営業貸付金	785,477	785,477	－
資産計	2,612,691	2,612,691	－
① 買掛金	116,733	116,733	－
② 短期借入金	650,000	650,000	－
③ 収納代行預り金	602,756	602,756	－
④ 長期借入金(※2)	449,994	449,086	△908
負債計	1,819,484	1,818,576	△908

(※1) 売掛金については、貸倒引当金を控除しております。
(※2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

①現金及び預金、②売掛金、③営業貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

①買掛金、②短期借入金、③収納代行預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は資金調達後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金	135,971
非上場株式	648,760

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2)　金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(注) 3　金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,489,502	－	－	－
売掛金	338,566	－	－	－
営業貸付金	785,477	－	－	－
合計	2,613,546	－	－	－

(注) 4　短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	650,000	－	－	－	－	－
長期借入金	155,004	141,671	95,004	58,315	－	－
合計	805,004	141,671	95,004	58,315	－	－

5．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

6．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	228円22銭
1株当たり当期純利益	30円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	30円39銭

7．その他の注記

（1） 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
千葉、埼玉	直営店舗	建物	19,418
		工具、器具及び備品	904
		ソフトウエア	1,760
		その他	8,265
		小　計	30,348
大阪	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	37,800
		長期前払費用	14,000
		小　計	51,800
合　　計			82,148

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産についてはサービスを基準としてグルーピングを行っております。なお、直営事業については店舗ごとに、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

収益性の低下している直営店舗及び事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

（2） 企業結合等に関する注記

（共通支配下の取引等）

当社グループは、2018年２月22日開催の取締役会において、ほねつぎ介護デイサービス等の直営事業等を吸収分割により、当社が100%出資する子会社であるアトラケア株式会社に承継させることを決議し、2018年３月23日付で吸収分割契約を締結、2018年６月１日付で吸収分割を実施いたしました。

① 取引の概要

イ 会社分割の目的

ほねつぎ介護デイサービス等の直営事業等の円滑な業務運営、収益性の向上等を図ることを目的としております。

ロ 結合当事企業の名称及び事業内容

	吸収分割会社	吸収分割承継会社
名　　称	アトラ株式会社	アトラケア株式会社
事業内容	鍼灸接骨院支援事業	介護事業その他

ハ 吸収分割の日程

吸収分割の取締役会決議日	2018年２月22日
子会社の設立日	2018年３月12日
吸収分割契約書の取締役会決議日	2018年３月23日
吸収分割契約書の締結日	2018年３月23日
会社分割の効力発生日（企業結合日）	2018年６月１日

ニ 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、アトラケア株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸借対照表

（2018年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,563,661**	**流動負債**	**2,072,250**
現金及び預金	1,204,536	買掛金	116,459
売掛金	299,937	短期借入金	650,000
商品	370,752	1年内返済予定の長期借入金	155,004
仕掛品	1,851	リース債務	708
前払費用	16,357	未払金	72,233
関係会社短期貸付金	485,550	未払費用	17,651
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	80,449	未払法人税等	279,975
立替金	2,272	未払消費税等	13,571
繰延税金資産	34,341	前受金	64,257
その他	69,115	収納代行預り金	608,688
貸倒引当金	△1,504	賞与引当金	21,420
固定資産	**1,861,154**	ポイント引当金	31,368
有形固定資産	**141,308**	その他	40,912
建物	68,636	**固定負債**	**342,978**
工具、器具及び備品	44,892	長期借入金	294,990
土地	27,152	退職給付引当金	21,921
リース資産	610	資産除去債務	26,067
その他	16	**負債合計**	**2,415,229**
無形固定資産	**233,228**	**純資産の部**	
特許実施権	1,854	**株主資本**	**2,004,545**
ソフトウエア	131,476	**資本金**	**558,376**
ソフトウエア仮勘定	99,897	**資本剰余金**	**584,692**
投資その他の資産	**1,486,617**	資本準備金	584,692
投資有価証券	784,732	**利益剰余金**	**861,636**
関係会社株式	120,000	その他利益剰余金	861,636
長期貸付金	26,474	繰越利益剰余金	861,636
関係会社長期貸付金	527,118	**自己株式**	**△159**
繰延税金資産	4,020	**評価・換算差額等**	**3,816**
破産更生債権等	23,994	その他有価証券評価差額金	3,816
長期前払費用	7,415	**新株予約権**	**1,224**
長期未収入金	5,206	**純資産合計**	**2,009,586**
敷金	39,598		
その他	2,843		
貸倒引当金	△54,786		
資産合計	**4,424,815**	**負債・純資産合計**	**4,424,815**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年１月１日から
2018年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,314,850**
売上原価		**2,087,600**
売上総利益		**1,227,250**
販売費及び一般管理費		**1,001,883**
営業利益		**225,366**
営業外収益		
受取利息	11,675	
受取手数料	9,530	
解約料収入	10,188	
その他	7,531	38,926
営業外費用		
支払利息	4,810	
減価償却費	5,906	
投資事業組合運用損	5,712	
その他	292	16,721
経常利益		**247,571**
特別利益		
固定資産売却益	3,060	
投資有価証券売却益	655,900	658,960
特別損失		
減損損失	65,203	
固定資産除却損	305	
投資有価証券評価損	115,254	
訴訟費用	21,050	201,813
税引前当期純利益		**704,718**
法人税、住民税及び事業税	330,841	
法人税等調整額	△17,926	312,915
当期純利益		**391,803**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年１月１日から
2018年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	556,426	582,742	582,742	612,838	612,838	△159	1,751,848
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	1,949	1,949	1,949				3,899
剰余金の配当				△30,549	△30,549		△30,549
当期純利益				391,803	391,803		391,803
会社分割による減少				△112,456	△112,456		△112,456
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,949	1,949	1,949	248,797	248,797	－	252,697
当期末残高	558,376	584,692	584,692	861,636	861,636	△159	2,004,545

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,125	2,125	1,228	1,755,202
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				3,899
剰余金の配当				△30,549
当期純利益				391,803
会社分割による減少				△112,456
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,691	1,691	△4	1,686
当期変動額合計	1,691	1,691	△4	254,384
当期末残高	3,816	3,816	1,224	2,009,586

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1） 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

子会社株式

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商　　品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕　掛　品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

（2） 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	２～17年
工具、器具及び備品	２～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能見込期間（５年）による定額法によっております。

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用……定額法

（3） 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

③ ポイント引当金……将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。

④ 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。

なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。

（4） その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

（1） 有形固定資産の減価償却累計額　　225,047千円

（2） 偶発債務
当社は以下のとおり、2018年10月４日に訴訟を提起され、2018年10月30日にその訴状が送達され、係争中であります。

① 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯
当社は、「ほねつぎブランド接骨院チェーン」（以下「本チェーン」という。）として、接骨院の開院、運営のノウハウを提供しておりますが、以下の10社より、本チェーン加盟契約段階においての当社の説明に虚偽があり経営判断を誤らされたとして、開業のために支出した初期投資費用、開業後の営業損失、原状回復費用及び弁護士費用の支払いを求めて提起されたものです。

② 訴訟を提起した者の概要

名称	所在地	名称	所在地
株式会社リバーウェイ	東京都練馬区	株式会社ヒビゼン	愛知県一宮市
有限会社アイマップ	静岡県静岡市駿河区	株式会社大分ビルダー	大分県杵築市
アトラス株式会社	神奈川県川崎市宮前区	ケアメディオ株式会社	島根県雲南市
株式会社インバンクメント	東京都品川区	株式会社ｂａＲｂａ	大阪府茨木市
株式会社黒井商事	山口県宇部市	株式会社Ｌｉｇｈｔ　Ｗａｙ	沖縄県うるま市

③ 訴訟の内容
上記10社は、訴訟において、当社に対して合計870,697千円及びこれに対する2018年10月31日から各支払い済みまで年６分の割合による金員の支払いを求めています。

④ 当社の意見
当社は、本チェーン加盟契約段階において虚偽の説明をして各々の法人の経営判断を誤らせたという事実はなく、当社には賠償義務はないと認識しており、かかる主張の正当性を、本件訴訟において主張してまいります。

（3） 関係会社に対する金銭債務（区分掲記されたものを除く）

短期金銭債権	35,018千円
短期金銭債務	7,972千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	77,799千円
営業取引以外の取引高	17,517千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	266株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

① 流動資産	
繰延税金資産	
賞与引当金	7,258
貸倒引当金	460
ポイント引当金	9,598
未払事業税	14,584
棚卸資産評価損	36,107
外注費	6,732
前受金	5,290
その他	1,806
繰延税金資産小計	81,838
評価性引当額	△46,930
繰延税金資産合計	34,907
繰延税金負債	
棚卸資産否認額	△566
繰延税金負債合計	△566
繰延税金資産の純額	34,341
② 固定資産	
繰延税金資産	
貸倒引当金	16,764
退職給付引当金	6,707
一括償却資産	2,793
資産除去債務	7,976
投資有価証券評価損	51,179
その他	19,979
繰延税金資産小計	105,402
評価性引当額	△98,936
繰延税金資産合計	6,465
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除却費用	△2,445
繰延税金負債合計	△2,445
繰延税金資産の純額	4,020

6．関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	アトラケア㈱	大阪市西区	25,000	介護事業その他	所有 直接 100.0	当社を吸収分割会社とする吸収分割	承継資産	132,761	-	-
							承継負債	20,265	-	-
						資金貸付先	資金の貸付	200,000	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	200,000
							受取利息	887	未収利息	887
	アトラファイナンス㈱	大阪市西区	30,000	療養費早期現金化サービス他	所有 直接 100.0	債権譲渡先	営業貸付金の譲渡	800,480	―	―
						資金貸付先	資金の貸付(回収)	1,854,297 (961,179)	関係会社短期貸付金	285,550
									1年内回収予定の関係会社長期貸付金	80,449
									関係会社長期貸付金	527,118
							受取利息	10,679	未収利息	1,058

(注) 1　取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2　取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

吸収分割による承継資産及び承継負債並びに営業貸付金の譲渡については、適正な帳簿価額により譲渡しております。

7．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	229円30銭
1株当たり当期純利益	44円83銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	44円11銭

8．その他の注記

（1） 減損損失に関する注記

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
千葉	直営店舗	建物	9,456
		工具、器具及び備品	307
		ソフトウエア	889
		その他	2,750
		小　　計	13,403
大阪	事業用資産	ソフトウエア仮勘定	37,800
		長期前払費用	14,000
		小　　計	51,800
合　　計			65,203

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産についてはサービスを基準としてグルーピングを行っております。なお、直営事業については店舗ごとに、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

収益性の低下している直営店舗及び事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。 なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

（2） 企業結合等に関する注記

連結注記表（7．その他の注記（2）企業結合等に関する注記）に記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年２月21日

アトラ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻　内　　章　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　目　細　　実　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アトラ株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アトラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年２月21日

アトラ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻　内　　章　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　目　細　　実　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アトラ株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年１月１日から2018年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月21日

アトラ株式会社　監査等委員会

監査等委員　髙　田　明　夫　㊞

監査等委員　岩　田　　潤　㊞

監査等委員　奥　村　佳　文　㊞

（注）　監査等委員髙田明夫、岩田潤及び奥村佳文は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

（1）配当財産の種類
　　金銭といたします。

（2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式1株につき　3円50銭　　総額30,655,569円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日
　　2019年3月27日

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（７名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	久世（きゅうせ）博之（ひろゆき） （1973年５月８日生）	2000年４月　八幡屋整骨院　勤務開始 2003年５月　株式会社トライニン 取締役 2005年１月　有限会社權左ヱ門（現 当社）設立　代表取締役社長（現任） 2006年４月　株式会社トライニン 代表取締役 2007年６月　同社 取締役 2018年１月　アトラファイナンス株式会社 取締役（現任） 2018年３月　アトラケア株式会社 取締役（現任） 2018年３月　当社 CEO（現任） （重要な兼職の状況） アトラファイナンス株式会社 取締役 アトラケア株式会社 取締役 【選任理由】 久世博之氏は、柔道整復師、はり師・きゅう師として、鍼灸接骨院業界に精通し、当社設立時より代表取締役を務め、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	181,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	田中克典 (1974年９月30日生)	1997年４月　JA大阪中河内　入組 2004年１月　AIGエジソン生命保険株式会社 （現　ジブラルタ生命保険株式会社）入社 2005年10月　有限会社權左ヱ門 （現　当社）入社 2006年２月　当社 取締役（現任） 2006年11月　株式会社ATTECC 代表取締役 2009年４月　株式会社トライニン 取締役 2015年２月　当社 鍼灸接骨院支援部担当　兼　営業部担当 2016年３月　当社 営業部担当（現任） 2018年１月　アトラファイナンス株式会社 代表取締役 （現任） 2018年３月　アトラケア株式会社 代表取締役（現任） 2018年３月　当社 COO（現任） （重要な兼職の状況） アトラファイナンス株式会社 代表取締役 アトラケア株式会社 代表取締役 【選任理由】 田中克典氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、2006年２月より当社の取締役を務め、営業部、鍼灸接骨院支援部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	90,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	田中 雅樹 (1972年1月22日生)	1995年4月　関西テレメッセージ株式会社　入社 1999年9月　株式会社セブン―イレブン・ジャパン　入社 2001年10月　新コスモス電機株式会社　入社 2007年3月　株式会社JCLバイオアッセイ　入社 2009年6月　同社 取締役経営企画室長 2013年6月　株式会社MACオフィス　入社 2014年1月　同社 執行役員管理本部長 2014年3月　当社 取締役（現任） 2015年3月　当社 管理部長 2017年4月　当社 経理財務部長　兼　総務人事部担当 2018年1月　アトラファイナンス株式会社 取締役（現任） 2018年2月　当社 管理部担当（現任） 2018年3月　当社 CFO（現任） （重要な兼職の状況） アトラファイナンス株式会社 取締役 【選任理由】 田中雅樹氏は、上場会社の管理部門における豊富な経験を有しており、2014年3月より当社の取締役を務め、管理部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	60,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	片田（かただ）　徹（とおる） （1961年９月26日生）	1984年４月　歯科技工所関西歯研 入社 1990年４月　有限会社KDL 設立　代表取締役 2003年５月　株式会社トライニン 取締役 2005年１月　有限会社Medical Art （現　株式会社Axis）代表取締役 2009年11月　当社 取締役（現任） 2014年４月　当社 経営戦略室長（現任） 2015年２月　当社 情報システム部担当 2017年４月　当社 ITソリューション事業部担当 2018年１月　当社 療養費請求代行部長 2018年４月　当社 療養費請求代行部担当（現任） 【選任理由】 片田徹氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、2009年11月より当社の取締役を務め、経営戦略室、情報システム部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	250,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	柚木 孝夫 (1976年12月４日生)	2000年９月　株式会社JTクリエイティブサービス　入社 2006年９月　株式会社アークトラスト 代表取締役 2009年２月　株式会社トライニン 監査役 2009年11月　当社 取締役（現任） 2015年２月　当社 ほねつぎ支援部担当 2016年８月　当社 ほねつぎ支援部担当　兼 ほねつぎ開発部担当 2018年１月　当社 ほねつぎチェーン事業部担当（現任） 2018年３月　アトラケア株式会社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） アトラケア株式会社 取締役 【選任理由】 柚木孝夫氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、2009年11月より当社の取締役を務め、ほねつぎ支援部、ほねつぎ開発部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	150,000株
6	福田 欣也 (1976年２月11日生)	1999年４月　株式会社日本エル・シー・エー　入社 2005年10月　有限会社コントライル （現　株式会社コントライル）設立 代表取締役 2016年３月　当社 取締役（現任） 2016年３月　当社 鍼灸接骨院支援部担当 2018年６月　当社 鍼灸接骨院支援部長（現任） 2018年10月　アトラプランニング株式会社 代表取締役 （現任） （重要な兼職の状況） アトラプランニング株式会社　代表取締役 【選任理由】 福田欣也氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、2016年３月より当社の取締役を務め、鍼灸接骨院支援部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	― 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	内藤克友 (1974年1月25日生)	1993年5月　有限会社品川通信計装サービス　入社 2001年10月　ニイウス株式会社　入社 2008年4月　株式会社ネットプロテクションズ　入社 2011年10月　ブリッジインターナショナル株式会社　入社 2013年2月　ネットイヤーグループ株式会社　入社 2014年8月　NTTコムオンライン・マーケティング・ソリューション株式会社　入社 2016年11月　当社 入社 2017年4月　当社 ITソリューション事業部長 2018年3月　当社 取締役（現任） 2018年3月　当社 ITソリューション事業部長　兼　情報システム部担当（現任） 【選任理由】 内藤克友氏は、ITを活用したシステム構築、業務効率化を推進するなどITに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、2017年4月より当社のITソリューション事業部長を務め、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	― 株

（注）各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（３名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	髙田 明夫 （1948年10月17日生）	1978年４月　検事任官 2002年４月　大阪地方検察庁特別捜査部長 2005年12月　宮崎地方検察庁検事正 2008年１月　検事退官 2008年４月　弁護士(大阪弁護士会)登録 2008年４月　髙田明夫法律事務所　所長(現任) 2008年６月　日本コンベヤ株式会社 社外監査役 2011年６月　株式会社エイチアンドエフ 社外監査役 2015年３月　当社 社外取締役 2015年６月　日本コンベヤ株式会社 社外取締役 2016年４月　NCホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年３月　当社 社外取締役(監査等委員)(現任) （重要な兼職の状況） 髙田明夫法律事務所 所長 NCホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) 【選任理由】 髙田明夫氏は、検事及び弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、2015年３月より当社の社外取締役を務めてまいりました。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、法令に関する知識が豊富で独立性をもって経営の監視ができると考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって４年、監査等委員に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。	― 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	岩田（いわた）　潤（じゅん） （1969年12月23日生）	1992年３月　青山監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人)入所 1999年10月　プライスウォーターハウス税務事務所（現　PwC税理士法人)入所 2001年９月　岩田公認会計士事務所 所長(現任) 2005年６月　マルシェ株式会社 社外監査役(現任) 2007年８月　株式会社ドーン 社外監査役 2008年10月　BTJ税理士法人 設立 代表社員(現任) 2010年１月　当社 社外監査役 2010年３月　株式会社ディキャピタル 設立 代表取締役(現任) 2011年６月　株式会社MACオフィス 社外監査役 2011年８月　株式会社ドーン 社外取締役 2016年８月　株式会社ドーン 取締役(現任) 2017年３月　当社 社外取締役(監査等委員)(現任) （重要な兼職の状況） 岩田公認会計士事務所　所長 BTJ税理士法人　代表社員 株式会社ディキャピタル　代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役 【選任理由】 岩田潤氏は、公認会計士、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、2010年１月より当社の社外監査役を務め、当社の監査を担ってまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。	1,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	奥村佳文 (おくむらよしふみ) (1971年1月11日生)	1995年4月　奥村造船工業株式会社 入社 1997年9月　今井会計事務所 入所 2000年8月　プライスウォーターハウス税務事務所 （現　PwC税理士法人）　入所 2004年11月　日本イーライリリー株式会社 出向 2006年8月　奥村佳文税理士事務所 所長 2010年1月　当社 社外監査役 2015年7月　BTJ税理士法人 代表社員 2016年1月　BTJ税理士法人 パートナー(現任) 2017年3月　当社 社外取締役(監査等委員)(現任) （重要な兼職の状況） BTJ税理士法人 パートナー 【選任理由】 奥村佳文氏は、税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、2010年1月より当社の社外監査役を務め、当社の監査を担ってまいりました。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、税務に関する知識が豊富で独立性をもって経営の監視ができると考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。	1,500株

（注）1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.髙田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3.当社は、髙田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4.現在当社は髙田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏と当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が選任された場合は引き続き責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2017年３月24日開催の第12回定時株主総会において、年額２億円以内（うち社外取締役分10百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬を検討するに当たり、年額２億５千万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は７名となります。

第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2017年３月24日開催の第12回定時株主総会において、年額２億円以内（うち社外取締役分10百万円以内）とご決議いただいております。さらに、第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件」が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額２億５千万円以内（うち社外取締役分10百万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）は７名でありますが、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は７名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場　大阪市西区立売堀四丁目５番７号ダイサンビル
当社大阪事務所

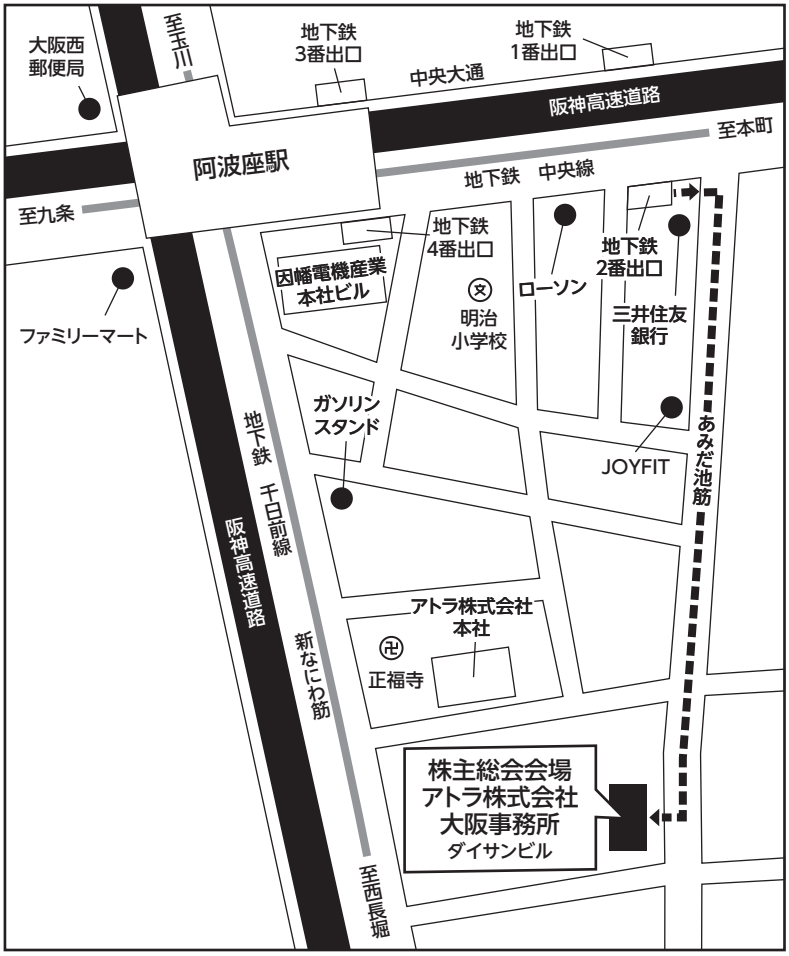

ご案内　１．地下鉄中央線「阿波座駅」２番出口より徒歩にて約５分です。
２．駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

VEGETABLE OIL INK

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを使用しています。